琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　日本政府現地出先機関（総理府沖縄事務所）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43397

附　議　書　議　（愛　理　付　設　置　法　一　部　改　正）

秘
無期限

廃

写　　部

文書課長　　高裁案　　（分類　　）

~~大臣~~ ~~政務次官~~ 事務次官 近藤外務審議官 官房長	主管 北米局長 参事官 主任　北米課長	起案　昭和43年2月27日 決裁　昭和　年　月　日 起案者　　電話番号

官房総務参事官　○文書課長

官房書記官　旅券課長

田島事務官

法令班

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件名　総理府設置法の一部を改正する法律案について

本件に関する条件は別紙のとおりのところ、下記の如く改正したしとの総理府案を受諾することと致し度い。

記

GA-1　注意　決裁後直ちに写一通を文書課へ回付すること　　外務省　　回覧番号

二十八〇中には特連局を通じて回答したし

1、第13条第1項を改正して次の通りとする。

第1号　管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との協議を行うこと

第2号　管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行うこと

第3号　（現在の第2号）

第4号　（…　第3号）

第5号　（…　第4号）

第6号　（現在の第5号――旅券に関するもの）

2、第14条第1項、第2項はそのままとする。

第3項は「前条第1項第2号から第5号までに掲げる事務」を「前条第1項第3号から第5号までに掲げる事務」としこれらについては指揮監督を行なった関係大臣は総理大臣に協議するようにしておく。更にあらたに

GA-4　　外務省

第4項を設けて「前条第1項第1号ないし第6
号の事務については外務大臣が指揮監督を
行ないその結果を総理大臣に通報するもの
とする」と規定する。

別紙

件名
総理府設置法の一部を改正する法律案に
ついて.

(本省と総理府との間で)
表記の件については別添1の通りの話合が
つき、米側との間で別添2の通り口上書往復が
行なわれた。その後上記合意の線(即ち
南連事務所が従来の連絡にかえて米側との「協議」も

行なえるようにし、その「協議」については総理大臣でなく専ら外務大臣が指揮監督するとの趣旨で総理府設置法を改正する、尤も外務大臣が行なった指揮監督についてはその都度外務省より総理府に通報することを覚書で約束する）での法律改正案別添3が法制局で審議されている過程で ~~法制局は~~ 次の理由から法制局で反対されるに至った。

(1) 総理府に置かれた南連事務所に与えられた枠能につき専ら外務大臣が指揮監督を行ない総理大臣は全然関与しないことになるのはおかしい

(2) 設置法上第3条3項で「外務省の所掌に属する事務を除く」とあっても同条5項で「……及び法律で総理府の所掌に属せしめられた行政事務」と書いてある以上は、第13条1項に米側との「協議」が加えられることになれば この

「協議」は総理府の事務の一部となるのである。

法制局では以上の理由から ~~[illegible]~~ 第13条1項を「連絡及び協議」とすることは良いが第14条2項はそのままにしておくべきで、第14条3項を「前項の規定にかかわらず前条第1項各号に掲げる事務については……」と改正して、米側と南連の「協議」につき外務大臣が指揮監督を行なったときは外務大臣は総理大臣に「協議」しなければならないとすべきであるとの意見であった。

以上の法制局の見解に対しては、当省よりは

(1) 米側と南連の「協議」は単なる連絡と異なり意志の合致を求めて行なう交渉が中心となるから外務大臣専管の ~~[illegible]~~ 所掌事務であり、総理府設置法第3条第3項が外務省の所掌に属する事務を除い

ているのは総理府と外務省の所掌事務が截然と別けられていることを確認しているに過ぎないのである。

(2) 総理府の機関に外務省の仕事をやらせることは行政の簡素化・行政経済、という見地からであり法制上例もある。(3) 同じく総理府に設けられることになっている高等弁務官に対する諮問委員会の方は総理・外務両大臣が共同で指揮監督するようになっているのに、南連が米側と行なう協議は外務大臣の専管とすることの理由は、諮問委員会が純然たる国際機関なりとすることが沖縄が外国でないという事情にかんがみまた国民感情の上からも納得できず、かかる委員会の委員の活動を外務省のみの所管事項とすることは適当でないのに対し、南連と米側との協議は協議の相手方が特定した外国の政府機関であって外交々渉

にほかならない点である。(4) 外務省は伝統的に外交一元化の原則を守ってきており大蔵、通産省などとも外交々渉にあたり緊密な協議を行ないつつ交渉を進めることは屢々であるが、しかし曽って外務省が法律の規定で他省と協議の上外交交渉を行なうことを義務づけられたことはない。等の理由をあげて、法制局の云う如き法律改正をする位なら全然法律改正をしない方を望む旨主張した。

これに対し法制局は総理府設置法を改正しないことについては、南連機能拡大に関する米側との口上書交換との関係で国会などに対し説明が可能でありさえすれば寧ろ改正しないことを歓迎すると述べていた。(本省としてはこの場合の説明は「連絡」は協議をも含む、尤もこの協議は外交々渉に至らぬ協議なりと説明する積りで

あった。) ところが総理府(特連局)では是非とも
設置法を改正したいとの見地から 別添4の
通りほぼ外務省の従来の主張と同一の見解を
書面にし(2月26日)て法制局に提出し(それまでにも北米
局大河原参事官が2月23日法制局二部長を往訪
して説得に努めた)、同日遅く法制局次長と
法制局二部長が打合せの結果
(1) 設置法第3条第3項の「外務省の所掌に
属する事務を除く」との想定は更に従って
「以下同じ」と断っているので この法律全体
に適用があり、同条第5項をもってしても
(南連による)米側との協議の権限は総理府の事務と
はならない
(2) (仮に)外務省の事務である米側との協議を共管
事務として総理府にも附加(よう)とするのであれば

第13条1項に「連絡を行う」とするばかり
では不充分で 第4条(総理府の権限)及び
第9条(特連局の事務)でも対米協議の
権限を与えるべきである。
との結論に達し、従って改正は次のようなものと
すべきであるとの立場を表明した(特連局
加藤参事官を通じて確認ずみ)。
(1) 第13条(第1項)を改正して次のようにする
第1号は南連と米側との「協議」を書く。
第2号は南連と米側の「連絡」に関する現在
の第1項
第3号—現在の第2項
第4号—現在の第3項
第5号—現在の第4項
第6号—設営に関する現在の第5項

(2) 第14条の第1項、第2項はそのままとしておく。同条第3項は前条第1項の「2号から5号まで」を「3号から5号まで」と改めて、これについては関係各省の大臣から総理に協議せしめる。同条に新らしい第4項を設けて、ここで「前条第1項1号及び6号の事務については外務大臣が指揮監督を行ない、その結果を総理大臣に通報するものとする」と規定する。

この最新の法制局見解は既に述べたような外務省の主張が全面的に認められたと云うことが出来、また南連に対し若干の事務については外務大臣が直接指揮監督できるようにしておくと外務省と南連の間の直接の電信及

び公信のやりとりが可能となり、このことは諮問委員会の高瀬代表の補助要員がすべて南連事務所々員を兼任することとなるのでその面からも外務省としては甚だ好都合である。このような理由から最新の法制局見解に同意する旨回答することと致したい。

総理府設置法の一部を改正する法律案要綱

1. 総理府の附属機関中日本政府南方連絡事務所の所掌事務の一部を改め，沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関と協議することができるようにし，また，これに伴い同事務所の名称を日本政府沖縄事務所と改めること。

2. 総理府の附属機関中同和対策協議会の設置期限を昭和55年3月31日まで2年間延長すること。

3. この法律の施行期日は，公布の日とすること。

総理府設置法の一部を改正する法律（案）

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条に規定するもののほか」に、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改める。

第十三条の前の見出しを「（日本政府沖縄事務所）」に改め、同条第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「「南方連絡事務所」」を「「沖縄事務所」」に、「南方地域において左の事務を行う」を「次の事務を行なう」に改め、同項第一号中「管轄区域」の下に「（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「連絡を行うこと」を「協議及び連絡を行なうこと」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行うこと」を「行なうこと」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　沖縄事務所は、沖縄島那覇に置く。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第五号」を「第四号」に、同条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、「この場合において」の下に「、当該指揮監督をするときは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内

閣総理大臣に通知しなければならない。

第十四条の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所又はその出張所」に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所又はその出張所」に改める。

附則第四項中「、恩給審議会及び同和対策協議会は昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議会は昭和四十三年三月三十一日まで」に、「同和対策協議会は昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（旅券法の特例に関する法律の一部改正）

2　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その申請者が南方連絡事務所」を「その申請者が沖縄事務所」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改め、同条第三項中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

第三条第二項及び第六条中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

（旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

3　この法律の施行前に前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長がした処分又は手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいてした処分又は手続とみなす。

4　この法律の施行の際現に附則第二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連

絡事務所長に対してされている手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

理由

沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務を日本政府南方連絡事務所の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を改めるとともに、同和対策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総理府設置法等新旧対照表

改正案	現行法
◎総理府設置法	◎総理府設置法
（附属機関）	（附属機関）
第十条　第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか、本府に、次の附属機関を置く。	第十条　第十五条に規定するものの外、本府に、左の附属機関を置く。
統計職員養成所	統計職員養成所
日本政府沖縄事務所	日本政府南方連絡事務所
（日本政府沖縄事務所）	（日本政府南方連絡事務所）
第十三条　日本政府沖縄事務所（以下「沖縄事務所」という。）は、次の事務を行なう機関とする。	第十三条　日本政府南方連絡事務所（以下「南方連絡事務所」という。）は、南方地域において左の事務を行なう機関とする。
一　管轄区域（硫黄島島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下この項において同じ。）におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡（協議及び連絡）を行なうこと。	一　管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行なうこと。
二　第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行なうこと。	二　第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行なうこと。
三　本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行なうこと。	三　本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行なうこと。
四　本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行なうこと。	四　本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行なうこと。
五　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。	五　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。

2　沖縄事務所は、沖縄島那覇に置く。

3　沖縄事務所の所掌事務を分掌させるため、沖縄事務所に、出張所を置くことができる。

4　沖縄事務所の内部組織並びに出張所の名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。

第十四条　沖縄事務所に、所長を置く。

2　所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する。

3　前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

4　第二項の規定にかかわらず、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事務（同項第二

（削る。）

（削る。）

2　南方連絡事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
那覇日本政府南方連絡事務所	沖縄島那覇	硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）

3　特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、南方連絡事務所を追置することができる。

4　南方連絡事務所の所掌事務を分掌させるため、南方連絡事務所に、出張所を置くことができる。

5　南方連絡事務所の内部組織並びに出張所の名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。

第十四条　南方連絡事務所に、所長を置く。

2　所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する。

3　前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事務（同条第一項

号に掲げる事務については、第九条第一号に掲げる事務を除く。）については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、当該指揮監督をするときは主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十四条の二　沖縄事務所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の外、在勤手当を支給する。

2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖縄事務所又はその出張所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の

号に掲げる事務については、第九条第一号に掲げる事務を除く。）については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、当該指揮監督をするときは主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十四条の二　沖縄事務所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の外、在勤手当を支給する。

2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖縄事務所又はその出張所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の

◎旅券法の特例に関する法律

（旅券の発給の申請等）

第二条第一項　沖縄においてする旅券法第三条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が沖縄事務所（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条に定める日本政府沖縄事務所をいう。以下同じ。）に出頭の上、沖縄事務所長を経由して外務大臣にするものとする。ただし、沖縄事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合には、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

第二条第三項　第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項又は第八条第三項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣）が国外においては領事官」とあるのは「沖縄事務所長」と、同法第七条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖縄を出域」とする。

第三条第二項　前項の規定により発行された旅券の交付は、沖縄事務所長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なうものとする。

◎旅券法の特例に関する法律

（旅券の発給の申請等）

第二条第一項　沖縄においてする旅券法第三条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が南方連絡事務所（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条に定める日本政府南方連絡事務所をいう。以下同じ。）に出頭の上、南方連絡事務所長を経由して外務大臣にするものとする。ただし、南方連絡事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合には、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

第二条第三項　第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項又は第八条第三項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣）が、国外においては領事官」とあるのは「南方連絡事務所長」と、同法第七条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖縄を出域」とする。

第三条第二項　前項の規定により発行された旅券の交付は、南方連絡事務所長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なう

とする。

（権限の委任）

第六条　この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、沖縄事務所長に委任することができる。

ものとする。

（権限の委任）

第六条　この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、南方連絡事務所長に委任することができる。

附則

附則第四項　第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家庭生活問題審議会及び恩給審議会は、昭和四十三年三月三十一日まで、同和対策協議会は、昭和四十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「日本政府沖縄事務所又はその出張所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「日本政府南方連絡事務所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附則

附則第四項　第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家庭生活問題審議会、恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

○本件別途、高裁案、閣議中
ですが、とりあえず。

官房総務参事官

官房書記官

文書課長

法令班

北米課長

総理府設置法の一部を改正
する法律案について

43. 3. 5
米 [illegible]

総理府設置法の改正法案を御高覧
に供します。

なお同法案は総理府と外務省の共
同請議になる予定です。

GA-5　外務省

570

写　部

文書課長　高裁案　（分類　）

大臣	主管 北米局長	起案 昭和43年3月5日
~~政務次官~~	参事官	決裁 昭和43年3月7日
事務次官		
外務審議官	北米課長	
外務審議官		
官房長	主任	起案者 [illegible] 電話番号 672

七日次官会議八日閣議

官房総務参事官

官房書記官

法令班

文書課長

領事実務官

旅券課長

[illegible]

[illegible]、法律案のコピー2部下さい 3/7 [illegible]

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件名　総理府設置法の一部を改正する法律案
の閣議請議について

標記の件に関し、別紙により閣議請
議（総理府と外務省の共同請議）することと
致したい。

GA-1 注意　決裁後直ちに写一通を文書課へ回付すること　外務省　回覧番号 571

総理府設置法の一部を改正する法律案要綱

1. 総理府の附属機関中日本政府南方連絡事務所の所掌事務の一部を改め，沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関と協議することができるようにし，また，これに伴い同事務所の名称を日本政府沖縄事務所と改めること。

2. 総理府の附属機関中同和対策協議会の設置期限を昭和45年3月31日まで2年間延長すること。

3. この法律の施行期日は，公布の日とすること。

総理府設置法の一部を改正する法律（案）

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条に規定するもののほか」を「第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか」に、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改める。

第十三条の前の見出しを「（日本政府沖縄事務所）」に改め、同条第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「「南方連絡事務所」」を「「沖縄事務所」」に、「て左の事務を行う」を「次の事務を行なう」に改め、同項第一号中「管轄区域」の下に「（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「連絡を行うこと」を「協議及び連絡を行なうこと」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行うこと」を「行なうこと」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　沖縄事務所は、沖縄島那覇に置く。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第五号」を「第四号」に、「同条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、「この場合において」の下に「、当該指揮監督をするときは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内

閣総理大臣に通知しなければならない。

第十四条の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「南方連絡事務所又はその出張所」を「日本政府南方連絡事務所」に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所又はその出張所」に改める。

附則第四項中「、恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議会は昭和四十三年三月三十一日まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（旅券法の特例に関する法律の一部改正）

2　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その申請者が南方連絡事務所」を「その申請者が沖縄事務所」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改め、同条第三項中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

第三条第二項及び第六条中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

（旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

3　この法律の施行前に前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づいて南方連絡事務所長がした処分又は手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の規定に基づいて、沖縄事務所長がした処分又は手続とみなす。

4　この法律の施行の際現に附則第二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連

絡事務所長に対してされている手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

理　由

沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務を日本政府南方連絡事務所の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を改めるとともに、同和対策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総理府設置法等新旧対照表

改正案

◎総理府設置法

（附属機関）

第十条　第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか、本府に、次の附属機関を置く。

統計職員養成所

日本政府沖縄事務所

（日本政府沖縄事務所）

第十三条　日本政府沖縄事務所（以下「沖縄事務所」という。）は、次の事務を行なう機関とする。

一　管轄区域（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下この項において同じ。）におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行なうこと。

二　第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行なうこと。

三　本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行なうこと。

四　本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行なうこと。

五　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。

現行法

◎総理府設置法

（附属機関）

第十条　第十五条に規定するもののほか、本府に、左の附属機関を置く。

統計職員養成所

日本政府南方連絡事務所

（日本政府南方連絡事務所）

第十三条　日本政府南方連絡事務所（以下「南方連絡事務所」という。）は、南方地域において左の事務を行う機関とする。

一　管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行うこと。

二　第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行うこと。

三　本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行うこと。

四　本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行うこと。

五　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。

位置及び管轄区域は、総理府令で定める。	名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。
第十四条　沖縄事務所に、所長を置く。	第十四条　南方連絡事務所に、所長を置く。
2　所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する。	2　所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する。
3　前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。	3　前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事務（同項第二号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
4　第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。	4　第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事務（同項第二号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
5　前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。	5　第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事務（同項第二号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
6　沖縄事務所の内部組織並びに出張所の名称	6　沖縄事務所の内部組織並びに出張所の名称
沖縄事務所に、出張所を置くことができる。	沖縄事務所に、出張所を置くことができる。
3　沖縄事務所の所掌事務を分掌させるため、（削る。）	3　沖縄事務所の所掌事務を分掌させるため、（削る。）
4　沖縄事務所は、沖縄那覇に置く。	4　沖縄事務所は、沖縄那覇に置く。
5　南方連絡事務所の内部組織並びに出張所の名称	5　南方連絡事務所の内部組織並びに出張所の名称
南方連絡事務所に、出張所を置くことができる。	南方連絡事務所に、出張所を置くことができる。
4　南方連絡事務所の所掌事務を分掌させるため、（削る。）	4　南方連絡事務所の所掌事務を分掌させるため、（削る。）
5　南方連絡事務所は、沖縄那覇に置く。	5　南方連絡事務所は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
那覇日本政府	沖縄島	琉球諸島（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）を除く。）
南方連絡事務所	那覇	琉球諸島（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に限る。）

3　特別の必要がある場合においては、政令で、定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するもののほか、南方連絡事務所を設置することができる。

4　南方連絡事務所の所掌事務を分掌させるため、南方連絡事務所に、出張所を置くことができる。

号に掲げる事務については、第九条第一号に掲げる事務を除く。）については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、当該指揮監督をするときは主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十四条の二　沖縄事務所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖縄事務所又はその出張所の所在地

号に掲げる事務については、第九条第一号に掲げる事務を除く。）については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、当該指揮監督をするときは主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十四条の二　南方連絡事務所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の外、在勤手当を支給する。

2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように南方連絡事務所の所在地

における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の

◎旅券法の特例に関する法律

（旅券の発給の申請等）

第二条第一項　沖縄においてする旅券法第三条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が沖縄事務所（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条に定める日本政府沖縄事務所をいう。以下同じ。）に出頭の上、沖縄事務所長を経由して外務大臣にするものとする。ただし、沖縄事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合には、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

第二条第三項　第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項又は第八条第三項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣）が国外においては領事官」とあるのは「沖縄事務所長」と、同法第七条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖縄を出域」とする。

第三条第二項　前項の規定により発行された旅券の交付は、沖縄事務所長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なうものとする。

◎旅券法の特例に関する法律

（旅券の発給の申請等）

第二条第一項　沖縄においてする旅券法第三条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が南方連絡事務所（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条に定める日本政府南方連絡事務所をいう。以下同じ。）に出頭の上、南方連絡事務所長を経由して外務大臣にするものとする。ただし、南方連絡事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合には、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

第二条第三項　第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項又は第八条第三項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣）が、国外においては領事官」とあるのは「南方連絡事務所長」と、同法第七条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖縄を出域」とする。

第三条第二項　前項の規定により発行された旅券の交付は、南方連絡事務所長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なう

職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「日本政府沖縄事務所又はその出張所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。	職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「日本政府南方連絡事務所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。
附則第四項　第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家庭生活問題審議会及び恩給審議会は、昭和四十三年三月三十一日まで、同和対策協議会は、昭和四十五年三月三十一日まで置かれるものとする。	附則第四項　第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家庭生活問題審議会、恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
（権限の委任） 第六条　この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、沖縄事務所長に委任することができる。	（権限の委任） 第六条　この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、南方連絡事務所長に委任することができる。

総理府設置法の一部を改正する法律（案）

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条に規定するものの外」を「第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか」、「ものの外」を「もののほか」に、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改める。

第十三条の見出し中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改め、同条第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「「南方連絡事務所」」を「「沖縄事務所」」に、「南方地域において左の事務を行う」を「次の事務を行なう」に改め、同項第一号中「管轄区域」の下に「（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）」を加え、「連絡を行うこと」を「協議及び連絡を行なうこと」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行うこと」を「行なうこと」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　沖縄事務所は、沖縄島那覇に置く。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同項を同条第四項とする。

第九

総理府令

法制局二部
2.16 現在の
意見は
(1) 信線の数分
をやめにして
(2) 件条3項に
前条1項2号
から5つ迄
とする通例を
前条1項
各号」と
すべしとし
そのでず

第十四条第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」の下に「(前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣)」を加え、(2) 同条第三項中「第五号」を「第四号」に改める。

第十四条の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「南方連絡事務所の所在地」を「沖縄~~事務所~~島那覇」に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所の所在地」を「~~日本政府沖縄事務所~~島那覇」に改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通りとする」を「とおりとする」に改め、同項の表中「基き」を「基づき」に、「行うこと」を「行なうこと」に改め、家庭生活問題審議会の項及び恩給審議会の項を削る。

附則第四項中「家庭生活問題審議会、恩給審議会及び」を削り、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正)

2 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)の一部を次の

総理府

よろに改正する。

第二条第一項中「その申請者が南方連絡事務所」を「その申請者が沖縄事務所」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改め、同条第三項中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

第十三条に定める

第十三条第一項の

第三条第二項及び第六条中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

（旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

3 この法律の施行の際現に前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律の規定により日本政府南方連絡事務所長がした旅券の交付その他の処分又は申請書の受理その他の手続きは、同項の規定による改正後の同法の相当規定に基づいて、日本政府沖縄事務所長がした処分又は手続きとみなす。

及びこれに基づく政令

及びこれに基づく政令

4 この法律の施行の際現に附則第二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律の規定により日本政府南方連絡事務所長に対してされている申請その他の手続きは、同項の規定による改正後の同法の相当規定に基づいて、日本政府沖縄事務所長に対してされた手続きとみなす。

及びこれに基づく政令

及びこれに基づく政令

理由

沖縄問題の実状にかんがみ、その対策を強力に推進するため、総理府の附属機関である日本政府南方連絡事務所の所掌事務として、その管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関と協議を行なうことを追加し、これに伴い、当該機関の名称を改めるとともに、同和対策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長し、及び昭和四十三年三月三十一日をもって設置期限が経過する審議会に関する規定を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。